

令和7年度 三鷹市教育委員会会計年度任用職員 教育相談専門員(スクールソーシャルワーカー) 募集要項

1 募集内容

| 職名 | 受験資格 | 募集人数 |
|----------------------------|--|------|
| | 職務内容 | |
| 教育相談専門員 (スクールソーシャルワーカー) | 次のいずれかに該当する方 (1) 公認心理師 (2) 臨床心理士 (3) 社会福祉士 (4) 精神保健福祉士 (5) 大学又は大学院において心理学及びその他関係学科を履修し、臨床心理に関して特に高度な専門的知識及び経験を有すること。 ※教育相談専門員(スクールソーシャルワーカー)としての実務経験を有する方なら尚可 | 若干名 |
| | 児童、生徒、幼児及び保護者に対する教育相談並びに他機関との連携に関すること。教育相談全般に係る専門的見地からの指導及び助言に関すること。 | |

※ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条に規定する欠格条項に該当する方は受験することができません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 三鷹市を懲戒免職になり、その日から2年を経過していない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後に、日本国憲法や政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 任用期間

令和7年11月1日 から 令和8年3月31日 まで

※勤務成績等により4回を上限として公募によらない再度の任用をすることがあります。

3 勤務条件等

(1) 勤務地及び勤務時間

| 勤務地及び勤務時間等 |
|--|
| 三鷹市教育センター 午前8時30分から午後5時まで(実働)7.5時間 月～金のうち週4日勤務 |

(2) 休暇及び社会保険等

| | |
|-----|---|
| 休暇等 | (有給) 年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、出生サポート休暇、産前産後休暇、母子保健休暇、妊婦通勤時間、出産介護休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、事故休暇、夏季休暇 (無給) ドナー休暇、妊娠障がい休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、生理休暇、短期介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分休暇、育児休業、部分休業 |
|-----|---|

| | |
|-----------|------------------------------|
| 社会保険・労働保険 | 健康保険・厚生年金保険・雇用保険・災害補償制度の適用あり |
|-----------|------------------------------|

4 報酬及び手当

(1) 月額報酬（令和7年度実績）

| 職 種 | 週 4 日 |
|------------------------|----------|
| 教育相談専門員（スクールソーシャルワーカー） | 226,800円 |

※ 月額報酬以外に、別途交通費を月150,000円以内で支給します。

※ 勤務日数により報酬額は異なります。

(2) 期末手当及び勤勉手当

三鷹市会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年規則第28号）に基づき支給します。

※ 常勤職員の給与改定等の状況により、報酬等は改定される場合があります。

5 申込方法等

(1) 申込期間

令和7年8月18日(月)から令和7年9月14日(日)まで

(2) 申込方法

申込みフォーム（LOGOフォーム）よりお申し込みください。

URL: <https://logoform.jp/form/ejBZ/1171434>



(QRコード)

6 申込時にアップロードが必要な資料

| 資 料 名 | 備 考 |
|-------|--|
| 顔写真 | 写真（縦4×横3程度の比率、6か月以内に撮影）を貼付してください。（ファイル形式：jpeg） |

7 採用候補者の選考方法

(1) 第1次選考（小論文）

申込時に提出されるレポートにより実施します。

→合否通知を届出のあったメールアドレス宛に送信します。

(2) 第2次選考（面接試験）

第1次選考の合格者のみに実施します。詳細は合格通知の際にお知らせします。

→合格通知を届出のあったメールアドレス宛に送信します。

8 採用について

合格通知とともに、市担当から電話連絡をします。その際、採用日、勤務日等の具体的な勤務条件を調整させていただきます。

9 問合わせ先

三鷹市教育委員会事務局 教育部学務課総合教育相談係

〒181-8505 三鷹市下連雀九丁目11番7号

電話番号0422-29-9865（直通）